ねんりんピック彩の国さいたま２０２６

カウントダウンボード制作等業務委託仕様書

１　目的

令和８年１１月７日（土）から１１月１０日（火）に埼玉県で開催する「第３８回全国健康福祉祭埼玉大会（ねんりんピック彩の国さいたま２０２６。以下「大会」という。）」の開催の周知と、開催気運の醸成を図るため、令和７年１２月６日（土）に「開催１年前イベント」の実施を予定している。本委託業務で制作するカウントダウンボードは、「開催１年前イベント」において、披露する予定である。

そこで、カウントダウンボードの制作（デザイン含む）、現地への設置等について、本委託業務で行うものとする。

２　契約主体

　ねんりんピック彩の国さいたま２０２６実行委員会（以下「実行委員会」という。）

３　契約期間

契約日から令和８年３月３１日（火）まで

４　開催１年前イベントについて

1. 開催日：令和７年１２月６日（土）
2. 場所：イオンレイクタウンmori（越谷市レイクタウン３丁目１番地１）

５　制作物

　カウントダウンボード　５基

６　設置予定場所・日時

1. 熊谷市内　　　　　　　　令和７年１２月上旬
2. さいたま市内（大宮区）　令和７年１２月上旬
3. さいたま市内（浦和区）　令和７年１２月上旬
4. さいたま市役所（浦和区）令和７年１２月上旬
5. 埼玉県庁（浦和区）　　　令和７年１２月上旬

※開催１年前イベントにおいて披露するカウントダウンボード（１基）は、イベント開催日の前日（１２月５日）に、イベント会場（イオンレイクタウンmori）に設置するとともに、同日中に搬出する。

　また、搬出したカウントダウンボードは、イベント開催日の翌々日（１２月８日）に埼玉県庁へ設置する。

※詳細については、別途連絡する。

７　制作内容

1. 寸法・イメージ図

本体　W1,000×H1,800×D600mm程度

カウントダウン表示部分　W320×H140㎜以上のサイズ

カウントダウンボードの制作にあたっては、「９　イメージ図案」に記載された情報を参考にした構造図及び完成イメージのデザインを提案する。また、デザインの制作にあたっては、大会ロゴ（テーマや会期含む）や大会マスコット（コバトン＆さいたまっち）等を使用するものとする。

なお、大会ロゴや大会マスコットのデータについては、実行委員会が提供する。

1. 本体

・ボード本体及び表装は、防錆、防水等の加工を施すものとし、１年以上の掲出に十分耐えられる素材で制作すること。素材・加工等については、木工下地＋アルミ複合板＋出力シート貼りとする。

・可動式キャスター（ストッパー付）をボード本体下部に取り付けること。また可動式キャスターは、ボード本体下部の四隅を含めて４か所以上設置する。

・移動時の振動及び衝撃に耐えうる構造とする。

・通行者がボードに衝突した場合におけるけが、及び衝撃等による壁面等への傷など、有事の際の被害が最小限に抑えられるように配慮すること。

・カウントダウン表示器の点検が行えるよう、メンテナンス用扉を設けること。

・電源ケーブルの長さは、ボード本体下部から５ｍ以上とする。また、移動時に支障とならないよう、ボード本体に電源ケーブルを収納できる構造とする。

1. カウントダウン表示器

・カウントダウンの表示については、ＬＥＤ表示またはモニターとし、夜間も含めて通行者からの視認性が高いものであること。また、品質確保の観点から、国内メーカー性のＬＥＤ表示またはモニターを使用するものとする。

・カウントダウンの数字（大会初日までの残日数）については、自動更新されること。また、メンテナンスや表示コンテンツの更新を考慮し、それらの作業が安全かつ容易に行えるようにすること。

８　特記事項

1. カウントダウンボード本体及びカウントダウン表示器の故障対応、カウントダウンボード設置上の不具合などのメンテナンスを行う。
2. 制作だけでなく、搬入・搬出・運搬・設置・撤去についても行う。なお、搬入・搬出・運搬に当たっては、壁面等への接触によるカウントダウンボード等の破損に留意する。

なお、設置に当たっては、設置場所の特性（風等の影響を受ける場所等）を考慮した施工とし、設置場所の管理者の指示を受け実施する。また、撤去に当たっては原状回復を行う。

1. 設置スペースに係る占有許可は、実行委員会が行う。
2. 受注者は、本事業を施行するに当たり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため、最善の努力を払い、適切な処置を講じなければならない。
3. また、本事業の施行に当たり、第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその責めを負い、公正かつ迅速な処理に努めなければならない。
4. 著作権については、実行委員会に帰属する。また、イラスト及びデザインにおける著作者人格権についての権利行使は行わなこと。実行委員会が解散した場合、契約に基づく実行委員会の当該成果品に関する権利は、埼玉県に継承されるものとする。

９　イメージ図案

ダイアグラム

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。

（単位mm）

１０　その他

　本仕様書について疑義が生じた場合、その都度協議するものとする。